

特約付き金銭信託[野鳥と緑の信託]

(平成27年4月1日現在)

1. 商品名	・ 特約付き金銭信託[野鳥と緑の信託]
2. 販売対象	・ 個人
3. 取扱店	・ 取扱店は本店のみとなります。 ・ 但し、一部の店舗を除く国内の各支店でも受け、取扱店にお取次ぎいたします。
4. 信託期間 (1)信託契約期間 (2)信託財産交付日 (3)自動延長 (4)申出による期間延長 (5)自動継続扱い	・ 信託契約日(信託金の預入日)から信託財産交付日の前日まで ・ 信託契約日(信託金の預入日)から5年後の応当日 ・ 満期時に委託者より申出がない場合は、信託財産交付日に5年間の延長手続きが自動的にこなわれます。 ・ ありません。 ・ ありません。
5. 運用の基本方針	・ 長期貸出金を主要な運用対象とし、安定的な運用を行います。 また、資産の安全性・収益性の両面に留意しつつ、一定の範囲内で有価証券等での運用を行います。
6. 運用制限	・ とくに制限はありません。
7. 入金方法 (1)信託設定方法 (2)最低受託単位 (3)信託金額の単位 (4)追加入金	・ 契約により信託設定 ・ 10万円 ・ 1万円単位 ・ できません。
8. 支払方法 (1)元本の支払日 (2)元本の支払方法 (3)収益金の支払日 (4)収益金の支払方法	・ 上記4.(2)の信託財産交付日 ・ 委託者(元本受益者)によりあらかじめ指定いただいた方法によりお支払いします。 ・ 毎年3月・9月の26日および信託財産交付日 ・ 公益財団法人日本野鳥の会へ寄附(お支払い)します。
9. 予定配当率 (1)明示・非明示 (2)変更頻度 (3)表示場所	・ 明示します。 ・ 年2回とします。毎年3月・9月の26日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示する指定金銭信託5年ものの予定配当率に見直します(変動金利)。 指定金銭信託の予定配当率は長期市場金利および短期市場金利等を参考に当社が決定します。 ・ 当社店頭に掲示する「信託配当率表」に表示します。

(野鳥と緑の信託)

10. 収益金の計算	
(1)計算期日	・ 毎年3月・9月の25日および信託財産交付日の前日
(2)収益金の計算期間	・ 前回計算期日の翌日(初回は信託契約日)から当該計算期日(最終回は信託財産交付日の前日)まで
(3)収益金の計算方法	・ 前回計算期日の翌日(初回は信託契約日)にお示しする予定配当率と当該収益金の計算期間中における元本残高により、6ヵ月を1年の2分の1として計算します。 ・ 付利単位は100円です。
11. 信託報酬	
(1)報酬額	・ 運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額となります。
(2)受入日	・ 収益金の計算期日に運用収益の中からいただきます。
12. 付加できる特約	・ ありません。
13. 中途解約の取扱い	
(1)中途解約の方法・支払額の計算方法	・ やむを得ない事由による場合、解約ができます。 ・ 解約時の元本および収益金の合計額から、ご請求日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」の解約手数料を差し引いた金額となります。ただし、解約手数料は信託契約日から解約日前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。
(2)一部の中途解約の方法・支払額の計算方法	・ やむを得ない事由による場合、一部解約ができます。 ・ 一部解約のお申し出額から、ご請求日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」の解約手数料を差し引いた金額となります。
(3)解約手数料	・ 当社店頭に掲示する「信託配当率表」に表示します。
(4)ご注意	・ 中途解約時に委託者(元本受益者)の受取金額が元本を下回る場合があります。 ※(1)に記載のとおり、中途解約手数料は収益金の額を限度としておりますが、本商品については、収益金は収益受益者に寄附することとしており、中途解約手数料は委託者(元本受益者)からいただくこととなっておりますので、過去に収益受益者の受取った収益金の累計額を限度に元本を下回る場合があります。
14. 収益金に係る課税内容	・ 課税されません。
15. 元本補填契約・預金保険適用の有無	・ 当社は、元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補填します(13.(4)記載の元本を下回る金額を補填するものではありません)。 ・ 本商品は預金保険の対象です。
16. 利益補足契約の有無	・ ありません。 ・ 予定配当率を示しておりますが、確定利回り商品ではありません。
17. 当社が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
18. その他	
(1)商品のしくみ	・ 委託者から受け入れた金銭を長期貸出金等で運用して、毎期の収益金を公益財団法人日本野鳥の会の活動助成に充当する収益他益型の指定金銭信託です。 ・ なお、当社は当該公益財団法人の活動内容に関与いたしません。
(2)期日後収益	・ 支払日が信託財産交付日の翌日以降の場合、その間の収益金は支払日における当社店頭に掲示する普通預金利率で計算して支払日にお支払いします。 ・ ただし、支払日が信託財産交付日の翌日以後初めて到来する計算期日の翌日以降となる場合、その間の収益金の算定については約款をご参照ください。
(3)受益者からの相殺	・ 受益者は、信託期間満了日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元本補填契約のない信託勘定からの債務を除きます。)と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本と当該債務とを相殺することができます。

(野鳥と緑の信託)

三菱UFJ信託銀行